

## 事務局 12 月案に対するコメント

### 「PFI 事業契約に際しての諸問題に関する考え方とその解説（12 月案）」

#### 第 1 章 サービス内容、サービス対価の変更

##### 3. 対価の支払時期

###### (1) 資本的支出等相当分（4 頁）

- \* サービス内容変更による追加資金調達は、金融機関・構成企業のいずれにて調達を行うかにかかわらず、追加の与信検討となるため、ファイナンス条件が当初の条件とは異なる可能性がある点に留意する必要がある。

#### 第 2 章 任意解除、事情変更又は政策変更等による解除

##### 2. 補償範囲

###### (3)逸失利益（9 頁～10 頁） (4)株主、株主劣後貸付人への支払（10 頁）

- \* 「やむをえない要因」で「合理的な猶予期間が認められる」ことを理由に、解除に関し、『逸失利益の補償は要しないと考えることが適切』、『基本的には将来の利益相当分を支払う必要はないものと考えられる』という表現は行き過ぎの感がある。
- \* 「逸失利益も含めた補償があるべき」を原則にした上で、その算定にあたっては、「時系列的な経過や個別の事業の特性等に応じ適切な配慮を行った上であれば、一定の減額を予めメカニズムとして盛り込むことも可能」という論法が望ましいと考える。
- \* 独立採算型 PFI もしくは独立採算部分を持つ PFI（＝公共側の債務負担行為の金額の枠外にて、PFI 事業者の逸失利益が生じる可能性がある）については、予め債務負担行為が取られているサービス購入型の PFI に比べ、事業性が高くなっており、その分逸失利益等の範囲・期間につき、見解が相違する余地が大きいと思われる。実務上、事前に補償ルールをよく協議することが重要である。

## 第3章 情報共有と情報公開

### 1. 情報共有

#### (3)融資契約(11頁)

- \* 融資契約の把握の目的を管理者等がよく理解する必要がある。杓子定規に情報の提供・開示を求めることは、管理者等・民間事業者側の双方に煩雑な事務だけが増えることが考えられる。
- \* 融資契約の中では 期限の利益の喪失事由(特に DSCR やデット・エクイティ・レシオ等の数値基準等) 中途解約時の関連規定等が重要であると考えられ、これらの点を中心に管理者等が融資金融機関を交え説明を受けることが望ましい。

### 2. 情報公開

#### (2)基本的な考え方(13頁)

- \* 管理者等が融資契約等を把握することの必要性については、前段に述べた通りである。一方、民間の創意工夫を取り入れる P F I の趣旨を踏まえると、「民間事業者独自のノウハウ」を進んで取り入れるべきであり、公表によりそのような民間事業者の権利、競争上の権利その他正当な利益の害するおそれを踏まえると、「公表には慎重な検討を要する」という12月案の考え方は妥当である。
- \* 直接協定における通知や協議の発動は、事業契約の解除もしくは融資契約の期限の利益喪失等と連動し、更にそのベースとなる融資契約にも関連する為、と同様の理由から「公表には慎重な検討を要する」とすべきである。12月案は と の間に不整合な点が見られる。

## 第5章 法令変更による増加費用の分担

### 2. 費用の分担方法

#### (1)判断基準(16頁)

- \* の「本事業に直接影響を与える法令の変更」「一般的法令変更」の区分けについては、将来予想される変更にとどまらず、それぞれに該当する代表的かつ具体的な法令の例示を明記するのが望ましい。
- \* 既存の案件においても、公共にて「予想していなかった」法令の変更により事業コストが影響を受けることはよくあるが、区分けの判断基準が示されないため、結局、一般的法令変更となってしまうケースがあると聞いている。

## 「PFI 事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方（12月案）」

### 業務要求水準書作成の基本的考え方

#### 2. 業務要求水準書の内容に関する留意点

##### (2) 業務要求水準の客観化、明確化

##### <仕様規定の適切な活用>（8頁）

- \* 仕様規定について、『民間側の提案が可能な「参考情報」なのか、それとも、変更不可の「拘束条件」なのか』を明記したところで、少しでも入札での評価を得ようとする応札者側の立場からすると、「参考情報」であっても『発注者側の意思の表れ』と受け取り「参考情報」を事実上の「拘束条件」として扱って検討を進めざるを得ず、結果的に、創意工夫の余地のない、性能発注から離れたものになっている、という応札者側の声を聞くことがある。入札という競争下での民間側の受け止め方に留意して、仕様規定の記載については、「必要最小限のものに限定することが望ましい」という原則を徹底する必要があると思料される。

以 上